



三重県公報

令和6年7月26日 (金)

第 535 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
526	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	2
527	生活保護法の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	2
528	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	2
529	生活保護法の規定による指定医療機関からの指定の辞退	(同)	2
530	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関の指定	(同)	3
531	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	3
532	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	3
533	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの指定の辞退	(同)	4
534	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	(障 が い 福 祉 課)	4
535	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者からの当該事業の廃止の届出	(同)	4
536	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	4
537	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者からの当該事業の廃止の届出	(同)	5
538	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農 産 物 安 全 ・ 流 通 課)	6
539	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨	(治 山 林 道 課)	6
540	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(道 路 管 理 課)	6
541	道路の占用を制限する区域の指定及びその関係図面の縦覧	(同)	7
公 告			
	土地改良区の定款変更の認可	(農 地 調 整 課)	7
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	7
	同件	(同)	7
	同件	(同)	8

告 示

三重県告示第 526 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 6 年 7 月 26 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
とみだ眼科四日市	四日市市富州原町 2-40 イオンモール四日市北	令和 6 年 7 月 1 日
野々山耳鼻咽喉科	松阪市大黒田町 469-1	令和 6 年 6 月 1 日
伊賀市応急診療所	伊賀市上之庄 1700 番地 1	令和 5 年 1 月 1 日
吉川歯科医院	桑名市有楽町 65 番地富士ビル 4F	令和 6 年 6 月 3 日
藤里薬局	伊勢市藤里町 671-7	令和 6 年 6 月 1 日
スギ薬局 伊勢船江店	伊勢市船江 2 丁目 4-25	令和 6 年 7 月 1 日
はちみつ薬局	桑名市大仲新田屋敷 327 番地 77	令和 6 年 7 月 1 日
安塚薬局	鈴鹿市安塚町 1605	令和 6 年 6 月 1 日
クスリのアオキ伊賀上野薬局	伊賀市久米町 691 番地 1	令和 6 年 7 月 1 日
なおと訪問看護ステーション柘植	伊賀市柘植町 2193 番地	令和 6 年 6 月 1 日
訪問看護ステーション プロケア	四日市市天カ須賀 4-7-28-2 階	令和 6 年 6 月 1 日
訪問看護ステーション t e t o t e	津市久居新町 2812 ウィズハビネス新町 101	令和 6 年 6 月 1 日
訪問看護ステーション はぜゆり	多気郡明和町斎宮 3677-7	令和 6 年 6 月 1 日

三重県告示第 527 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 6 年 7 月 26 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
訪問看護ステーションよいかん四日市	四日市市堀木 2 丁目 8-9 R e f a g a II 303 号室	所在地：四日市市松寺 2 丁目 5-18	令和 6 年 6 月 1 日

三重県告示第 528 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 6 年 7 月 26 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
野々山耳鼻咽喉科	松阪市大黒田町 469-1	令和 6 年 5 月 31 日
吉川歯科医院	桑名市有楽町 65 番地富士ビル 4 階	令和 6 年 6 月 2 日
大長歯科矯正歯科	員弁郡東員町長深 3383	令和 6 年 5 月 31 日
安塚薬局	鈴鹿市安塚町 1605	令和 6 年 5 月 31 日
みどり薬局	松阪市立野町 474-1	令和 6 年 6 月 8 日
藤里薬局	伊勢市藤里町 671-7	令和 6 年 5 月 31 日
伊賀市応急診療所	伊賀市上野桑町 1615 番地	令和 4 年 12 月 31 日

三重県告示第 529 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 51 条第 1 項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退がありました。

令和 6 年 7 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	辞退年月日
かとうデンタルクリニック	津市久居射場町 65-1	令和 6 年 6 月 10 日

三重県告示第 530 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 6 年 7 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
とみだ眼科四日市	四日市市富州原町 2-40 イオンモール四日市北	令和 6 年 7 月 1 日
野々山耳鼻咽喉科	松阪市大黒田町 469-1	令和 6 年 6 月 1 日
伊賀市応急診療所	伊賀市上之庄 1700 番地 1	令和 5 年 1 月 1 日
吉川歯科医院	桑名市有楽町 65 番地富士ビル 4F	令和 6 年 6 月 3 日
藤里薬局	伊勢市藤里町 671-7	令和 6 年 6 月 1 日
スギ薬局 伊勢船江店	伊勢市船江 2 丁目 4-25	令和 6 年 7 月 1 日
はちみつ薬局	桑名市大仲新田屋敷 327 番地 77	令和 6 年 7 月 1 日
安塚薬局	鈴鹿市安塚町 1605	令和 6 年 6 月 1 日
クスリのアオキ伊賀上野薬局	伊賀市久米町 691 番地 1	令和 6 年 7 月 1 日
ななおと訪問看護ステーション柘植	伊賀市柘植町 2193 番地	令和 6 年 6 月 1 日
訪問看護ステーション プロケア	四日市市天カ須賀 4-7-28-2 階	令和 6 年 6 月 1 日
訪問看護ステーション t e t o t e	津市久居新町 2812 ウィズハピネス新町 101	令和 6 年 6 月 1 日
訪問看護ステーション はぜゆり	多気郡明和町斎宮 3677-7	令和 6 年 6 月 1 日

三重県告示第 531 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 6 年 7 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
訪問看護ステーションよいかん四日市	四日市市堀木 2 丁目 8-9 R e f a g a II 303 号室	所在地：四日市市松寺 2 丁目 5-18	令和 6 年 6 月 1 日

三重県告示第 532 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 6 年 7 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
野々山耳鼻咽喉科	松阪市大黒田町 469-1	令和 6 年 5 月 31 日
吉川歯科医院	桑名市有楽町 65 番地富士ビル 4 階	令和 6 年 6 月 2 日
大長歯科矯正歯科	員弁郡東員町長深 3383	令和 6 年 5 月 31 日

安塚薬局	鈴鹿市安塚町 1605	令和 6 年 5 月 31 日
みどり薬局	松阪市立野町 474-1	令和 6 年 6 月 8 日
藤里薬局	伊勢市藤里町 671-7	令和 6 年 5 月 31 日
伊賀市応急診療所	伊賀市上野桑町 1615 番地	令和 4 年 12 月 31 日

三重県告示第 533 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 51 条第 1 項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退がありました。

令和 6 年 7 月 26 日

三重県知事 一見勝之

指定医療機関の名称	所在地	辞退年月日
かとうデンタルクリニック	津市久居射場町 65-1	令和 6 年 6 月 10 日

三重県告示第 534 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定しました。

令和 6 年 7 月 26 日

三重県知事 一見勝之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	指定年月日
2450300807	株式会社 81 b r i d	愛知県豊橋市神ノ輪町 68 番地	ほーむ鈴鹿	鈴鹿市南江島町 22 番 28 号	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和 6 年 7 月 1 日
2450501172	ぴーす株式会社	三重県津市南が丘三丁目 17 番 8 号	放課後等デイサービスはっぴいす	津市牧町 473-3	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和 6 年 7 月 1 日
2450501180	株式会社音の羽	三重県津市久居野村町 760 番地 2	A n d a n t e k i n d	津市久居野村町 760-5	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援	令和 6 年 7 月 1 日
2450800434	社会福祉法人 ウェルハート厚生会	三重県多気郡明和町大字志貴 1334 番地	ハッピージュニア	伊勢市小俣町元町 764	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和 6 年 7 月 1 日
2450800442	株式会社まるた	三重県伊勢市吹上二丁目 2 番地 5 ミタックスビル 1 階	放課後等デイサービス きらり	伊勢市吹上二丁目 2 番地 5 ミタックスビル 1 階	放課後等デイサービス	令和 6 年 7 月 1 日

三重県告示第 535 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 19 第 2 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者から当該指定障害児通所支援の事業の廃止の届出がありました。

令和 6 年 7 月 26 日

三重県知事 一見勝之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	廃止年月日
2450800418	NPO法人学び場子ども食堂	三重県度会郡南伊勢町斎田 316 番地 84	放課後等デイサービス きらり	伊勢市吹上二丁目 2-5 ミタックスビル 1 階	放課後等デイサービス	令和 6 年 6 月 30 日

三重県告示第 536 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

令和 6 年 7 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定期年月日
2410302026	合同会社 L e a l e a	三重県亀山市川合町1229番地14	ヘルパーステーションアヌエ	鈴鹿市国府町943-1	居宅介護	令和6年7月1日
2410702225	合同会社木村	三重県津市久居新町1073番地5	訪問介護 喜心	松阪市曾原町326番地2スタープライトC棟103号	居宅介護	令和6年7月1日
2410202556	株式会社スタッフシュウエイ	愛知県東海市名和町後西19番地	アクア大治田訪問介護	四日市市大治田3丁目1番32号	居宅介護、重度訪問介護	令和6年7月1日
2410302042	合同会社 S エヌ S	三重県四日市市日永西一丁目14番7号サニーコート黒宮103	訪問介護事業所 ウイズ	鈴鹿市須賀2丁目16-13	居宅介護、重度訪問介護	令和6年7月1日
2410302059	株式会社 K e y	三重県鈴鹿市若松東三丁目17番13号	訪問介護事業所にじいろ	鈴鹿市若松北二丁目5-40 ファミールマルショウ101	居宅介護、重度訪問介護	令和6年7月1日
2410202564	株式会社 ワンプ レイス	三重県四日市市生桑町234番地1	わかば四日市いくわ	四日市市生桑町207番地1号	生活介護	令和6年7月1日
2410501049	特定非営利活動法人あおば	三重県津市城山一丁目2524番地1	ありんこ工房	津市城山一丁目2524番地1	生活介護	令和6年7月1日
2410302034	ソーシャルインクルー株式会社	東京都品川区南大井六丁目25番3号	短期入所 鈴鹿東磯山	鈴鹿市東磯山二丁目33番23号	短期入所	令和6年7月1日
2410201327	株式会社 ポーション	三重県四日市市泊山崎町15番1号	エーテル	四日市市泊山崎町15番地1	就労継続支援B型	令和6年7月1日
2420100964	有限会社すずらん	三重県桑名市大字下深谷部4808番地	グループホーム きぼう	桑名市萱町39番地	共同生活援助	令和6年7月1日
2420301687	株式会社 c o c o r o	三重県鈴鹿市土師町616番地2	グループホーム 心の森 k i s h i o k a	鈴鹿市岸岡町3522番地3	共同生活援助	令和6年7月1日
2420301695	ソーシャルインクルー株式会社	東京都品川区南大井六丁目25番3号	ソーシャルインクルーホーム鈴鹿東磯山	鈴鹿市東磯山二丁目33番23号	共同生活援助	令和6年7月1日
2420800654	株式会社アリオン	三重県伊勢市神田久志本町1700番地8	障がい者グループホーム 縁家スタンドバイミー大湊	伊勢市大湊町264-141	共同生活援助	令和6年7月1日

三重県告示第 537 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出がありました。

令和 6 年 7 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
2410400200	アスブランド株式会社	三重県四日市市日永西5丁目4-3	ヘルパーステーション アスプラン	鈴鹿市国府町943-1	居宅介護、重度訪問介護	令和6年6月30日
2410503359	合同会社おうばいとうり	三重県津市久居幸町1104番地	マイハウスひびうた	津市久居本町1458 ダイヤモンドマンション303	居宅介護、重度訪問介護	令和6年6月30日
2411400365	特定非営利活動法人快生教学会	三重県いなべ市藤原町本郷836番地	訪問介護事業所 えんむすび	いなべ市藤原町本郷836番地	居宅介護、重度訪問介護	令和6年6月30日
2410201327	株式会社 ポー	三重県四日市市泊山	エーテル	四日市市泊山崎	就労継続支援	令和6年

	シヨン	崎町 15 番 1 号		町 15-1	A 型	6 月 30 日
--	-----	-------------	--	--------	-----	----------

三重県告示第 538 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

令和 6 年 7 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 登録年月日及び登録番号
平成 25 年 8 月 5 日 第 53 号
- 2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
松阪興産株式会社	代表取締役社長 中川 祐	三重県松阪市鎌田町 253 番地 5

- 3 変更内容
農産物検査員の追加

氏名	農産物の種類	証明書番号
松浦 隆晃	玄米	K242023651
柴田 樹	玄米	K242023652
市川 純	玄米	K242023653

三重県告示第 539 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定ですので、同法第 33 条の 3 において準用する第 30 条の 2 第 1 項の規定により告示します。

令和 6 年 7 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いなべ市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
いなべ市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 540 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。
なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 6 年 7 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 421 号	いなべ市員弁町大泉新田字矢田 1549 番地先から いなべ市員弁町大泉新田字北八畝割 1837 番 3 地先まで	令和 6 年 8 月 8 日

三重県告示第 541 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、道路の占有を制限する区域を指定しますので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 6 年 7 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 道路の種類及び路線名

道路の種類	路線名	占有を制限する区域
一般国道	421 号	いなべ市員弁町大泉新田字矢田 1549 番地先から いなべ市員弁町大泉新田字北八畝割 1837 番 3 地先まで

2 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設ける電柱（占有制限の開始日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占有制限の理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止する。

4 占有制限の開始日

令和 6 年 8 月 8 日

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、深溝土地改良区（鈴鹿市深溝町 1560 番地の 1）の定款の変更を認可しました。

令和 6 年 7 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県桑名建設事務所長から通知がありました。

令和 6 年 7 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（基準点測量及び路線測量）

2 作業期間

令和 6 年 7 月 12 日から同年 9 月 2 日まで

3 作業地域

員弁郡東員町大字山田

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県伊賀農林事務所長から通知がありました。

令和 6 年 7 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和 6 年 8 月 1 日から同年 12 月 25 日まで

3 作業地域

伊賀市山出及び同市猪田

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県尾鷲農林水産事務所長から通知がありました。

令和 6 年 7 月 26 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和 6 年 6 月 10 日から同年 12 月 20 日まで
- 3 作業地域
北牟婁郡紀北町馬瀬

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
